

第7回  
外国法事務弁護士制度に係る検討会  
議事録

第1 日 時 平成27年11月26日(木) 自 午後3時01分  
至 午後4時56分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題 1. 開会  
2. 混合法人制度についての意見聴取  
3. 質疑応答  
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○松本官房付 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまから第7回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

人事異動に伴いまして、私が中島の後任として、この検討会の進行役を務めさせていただくこととなります。法務省大臣官房司法法制部官房付の松本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、日本弁護士連合会においても、兼川事務次長の後任として、道あゆみ事務次長が着任され、本検討会の事務局を務めることとなりましたので御紹介いたします。

○道次長 事務次長の道でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松本官房付 本日は大村雅彦委員と崎村令子委員が所用により欠席されております。また、岡田春夫委員が所用により遅れて参加されます。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配布資料について御説明をお願いします。

○松本官房付 本日の資料としましては、議事次第に記載しております資料1と2の二つの資料を配布しております。御確認ください。

○松下座長 それでは、続きまして本日の議事進行ですが、本日は外国法事務弁護士と弁護士がともに社員となる法人、いわゆるB法人について関係団体の皆様にプレゼンテーションをお願いしております。

本日は関係団体として、ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所、渥美坂井法律事務所及び日本弁理士会の方々に御出席を頂いております。それぞれの御出席者は後ほどのプレゼンテーションの前に御紹介いたしたいと思います。本日はどうかよろしくお願いいたします。

各団体の皆様からのプレゼンテーションの後に、それぞれ質疑応答を行う予定です。その上で最後にまとめて3団体の皆様に対する質疑応答の時間を設けたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、まずホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所の方々からB法人についてのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。本日は2名の方にお越しいただいておりますので、御紹介を致します。まず洞雞敏夫様。

○洞雞敏夫様 よろしく申し上げます。

○松下座長 ブライアン・ストラーン様でございます。

○ブライアン・G・ストラーン様 よろしく申し上げます。

○松下座長 洞雞様、ストラーン様はお二人とも、事務所のパートナーを務めていらっしゃいます。それでは、さっそくではございますが、限られた時間でございまして、御説明をよろしくお願いいたします。

○洞雞敏夫様 どうも御紹介ありがとうございます。ホワイト&ケースの洞雞です。意見陳述の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。今日はブライアン・ストラーンと一緒に参っておりますが、まず私の方から話をさせていただきたいと思っております。

本日はいわゆるB法人制度を御議論されると承知をしております。本検討会におかれましては、委員や参考人の方々によって既に深い議論がされてきており、新たに何か意味のある御説明ができるか甚だ心もとない限りですけれども、いわゆる外国系のグローバルファームにおける職務の遂行の実際をお話しさせていただくことで制度論、取り分け外国法事務弁護士による弁護士業務に対する不当関与をめぐる御議論の一助になればと思います。

ホワイト&ケースは1901年に米国ニューヨーク州で設立され、現在は26か国、39拠点でリーガルサービスを提供しております。日本との関係では1987年に東京オフィスを開設し、1995年には日本の弁護士との特別共同事業を開始し、現在は外国法共同事業ということになっております。

前置きのような話で恐縮ですけれども、この間の我が国の国際化、グローバル化の進展を反映して、弁護士業務にも幾つかの重要な変化がもたらされていると思います。一つには海外におけるプロジェクトや国境をまたぐM&A、これを支えるファイナンスなど、複数の法域が関連する取引の増加があるということがあると思います。

二つ目には主として競争法、独禁法などの分野で、各国の当局による自国の法の域外適用の増加、例えば日本における企業間での情報交換が日本のみならず、アメリカやEU、中国、韓国でも問題にされるということが増えてきております。こうした違反は、例えば海外でクラスアクションの提起に結び付くなど、クロスボーダーの訴訟も増えてきております。

三つ目は、やや色合いの違った点だと思いますけれども、こうしたグローバル化は日本国内の法制度や法律実務にも影響し、例えば金融分野でいえば海外で行われているような各種のストラクチャードファイナンス、先端的な取引を日本でも同様に行えるようにする各種の特別立法などの法整備がなされ、実務的にも日本法準拠の契約の精密化、高度化、複雑化、長文化がもたらされるということが言えると思います。

こうした状況といいますのは、私どもの事務所の実務の体制にも大きな影響がございまして、十数年ぐらい前ですと、例えば共同事業というのは日本の弁護士グループと外国の弁護士グループの二つのグループがあって、その両者の共同という色合いが今よりも濃かったと思いますけれども、今は日本か外国かという前に専門分野によるプラクティスグループがより重要になってきております。M&Aグループ、プロジェクトグループ、不動産グループ、競争法グループ等々といったもので、それぞれのプラクティスグループにはその分野を専門とする弁護士が所属し、日本国の弁護士のパートナー、外国法事務弁護士のパートナーがリードして、案件を担当しております。

個別案件ごとの担当弁護士の構成としては、原則として全員が当該分野を専門とするものであり、そこには必ず関連する法域のパートナーが含まれております。このような体制ですと、日本法が関係する案件におきましては、その分野を専門とする日本国の弁護士資格を有するパートナーという三つの加重的な要件が重なった上での人の関与がなされることになりますから、外国法事務弁護士が日本の弁護士業務に不当に関与するという事態は起きないのではないかなと考えております。

外国法事務弁護士制度に関する法規制を遵守するということは当然でございまして、ゆめゆめ違反を疑われることのないように心がけてきておりますけれども、そのコンプライアンスという観点からよりも、むしろ依頼者によりよい法的サービスを提供する、更には、端的に言えば、サービスの内容で他の法律事務所と競い合っただけで業務を安定、発展させていくため

には、必然的にこのような体制になっているのではないかと思います。

やや本題からずれるかもしれませんが、この関係で申しますと、日本国弁護士による外国法に関連するリーガルサービスの提供につきましては、弁護士法上、何ら制約なく行えるものではありませんけれども、実際には行っておりません。例えばニューヨーク州法ということを考えますと、私どもの事務所にもニューヨーク州法の弁護士資格を有する日本国弁護士は多数おりますけれども、そういう者がニューヨーク州法のアドバイスをするということは基本的にはございません。

このような場合にはその法域につきまして、本来的に資格を有する事務所の仲間、あるいは東京に適任者がいなければ、グローバルレベルで同じプラクティスグループに所属して日常的に連絡をとっているような仲間にご相談いたします。

我々が重要だと思っておりますのは、形式的な資格の有無というよりも、形式要件を超えた実質的な資格といえますか、当該分野で適切なサービスを提供できるか、当該法分野で当該国の法を用いて日々業務を提供し、経験を積んできているかということです。

このようなことから純粋に日本法の案件だといたしましても、全ての日本国弁護士のメンバーが全ての法律業務を扱うというようなこともございません。例えば私はプロジェクトグループに属しておりますけれども、もし一般企業法務担当の仲間が国内のプロジェクトファイナンス案件を受任したと聞きましたら大変驚くと同時に、適切な体制をとるようお願いするという事になるかと思っております。

先ほど、グローバル化の進展は国内の法律業務にも大きく影響し、複雑化、専門化が著しく進んだと申し上げましたけれども、日本の弁護士にとってもその専門外の日本の法制度、日本法準拠の契約実務ですらこのような実情ですから、外国の弁護士が日本法の助言をするというのは更に考えにくいかなと思っております。

適切なリーガルサービスの提供というのはきれい事ではなく、これでもって他の事務所と競い合い、互いに切磋琢磨しつつ、リーガルサービスという市場で生き残っていくための死活問題であると思っております。この意味で外国法事務弁護士による弁護士業務への不当介入の防止ということは、面倒けれどもルールだから守ろうといったようなものではなく、適切な業務を遂行していけば、意図せずとも当然に遵守した形になるものであると思っております。

私どものような業務を行っている外国系の事務所はたくさんあり、おおよそ同じような状況ではないかなと思っております。もちろん企業法務以外の分野で、例えば個人の依頼者の方にサービスを提供されている外国法事務弁護士もいらっしゃると思っておりますし、ここでお話しさせていただいたことの全てがそのまま当たるものではないとは承知しております。

ただ、法律事務所の支店を設けるためには現行法上、法人でなければならないという今の制度からしますと、我々のように外国法共同事業を行っている者にとっては、B法人が認められるかどうかによって支店を開設できるか否かという重大な違いが出てきます。いうまでもなく、東京だけではなく、日本には大阪や名古屋、福岡等々、大きな経済圏があり、加えて東京一極集中の是正や地方の再生が国を挙げての重要課題となっている中で、東京以外の場所でもグローバルなリーガルサービスを提供させていただく意義は大きいものと考えております。

そのためにも外国法事務弁護士による不当介入という、我々からしますと必ずしも現実的とは思われない懸念が払拭し切れないということで支店開設ができないという重大な制度

的な帰結が導かれるのはなかなか納得しにくいところでした、制度の改変を期待しているところでございます。

私からは以上です。

**○ブライアン・G・ストラーン様** 同じくホワイト&ケースのストラーンです。まず、私の片言の日本語をお許してください。

別にほかのプレゼンテーションを用意しているわけではないですが、大体2点、不当関与について今、洞雞が申したことに付言したいと思います。まず我々の世界では、ホワイト&ケースの中においても、不当関与はものすごく慎重に考えます。私の資格はニューヨーク州法ですが、アメリカ的に考えれば、ニューヨーク州法以外の、例えばカリフォルニア州の法律について助言するのは絶対駄目です。ほかの州の資格を持っていないにも関わらず、それについて助言をすとか正式のアドバイスをするとかは当然ながら駄目です。日本法については当たり前のように触れることはないです。それについて助言するのも絶対的に駄目です。我々は、資格をかけて仕事をやっておりますので。

それが一つで、もう一つはやはり専門分野というところを今、洞雞がちょっと触れていましたけれども、ホワイト&ケースの中で、私はM&Aグループに属していますが、ファイナンスは必ずしもよく分かっておりません。ファイナンスの案件について助言をしたら、これは弁護過誤に当たり得ますので、ものすごく慎重に考えています。このように、軸は二つあると思うのです。自分の資格と自分の専門分野、その二つが合っていないと、これは不当関与になるのではないかなと思っております。その2点だけです。ありがとうございます。

**○松下座長** お二人からのプレゼンテーションは、以上でよろしいですか。

**○洞雞敏夫様** はい。

**○松下座長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二人の御説明に対する御質問がございましたら、どなたからでも御自由にお問い合わせいたします。

**○出井委員** 出井からお聞きします。

お二人から、不当関与の問題は非常に慎重に考えているというお話がございました。恐らくホワイト&ケースではそうなのだと思います。それで、お聞きしたいのは、ほかの事務所も是非視野に入れていただきたいのですが、現在の外国法共同、組合の形態を法人に変えることによって、不当関与の可能性あるいはその防止の体制について、何か有意な変化というのがあるのでしょうか。その辺りについて、これは実情というよりも御意見を伺うということになるかと思いますが。

**○洞雞敏夫様** 事前に勉強させていただいたところ、それが一つの大きな問題だというのは認識しておりますが、なぜ差があるのか、色々な架空事例を考えても思い付かないです。違いがあるとは到底思わないです。法人だから見えないというのも分かりませんし、今の体制だったら見えるかといったら、そんなこともないというのが率直なところでございます。弁護士業務を提供するのはあくまで個人でありまして、先ほどもブライアンが弁護士資格をかけて仕事をしていると言いましたけれども、個人がやっているという意味では、どんな体制をとっても一緒なのかなというのが率直なところです。

**○松下座長** 今の点でもほかの点でも、どなたからでもいかがでしょうか。

**○洞雞敏夫様** 1点補足させていただきますと、出井先生の御質問の前段で外国法事務弁護士

事務所にも色々あるのではないかと御指摘がありましたけれども、私どもの認識といたしましては、やはり同じマーケットで仕事をしておりますので、マーケットから見たときの基準というのは一緒だと思うのですね。お客様にはそういう中で法律事務所を選んでいただいておりますので、恐らく今、申し上げたようなことはクロスボーダーの企業法務に関係しているような外国法事務弁護士については、原則そのとおりかなという予想はしております。調べたわけではございませんが。

○亀井委員 亀井でございます。今日はありがとうございます。

一つ、御質問なのですが、ホワイト&ケースでも知財関係の案件というのは恐らくチームを作っておられて、御対応されているかと想像するのですけれども、日本の弁理士資格を持つ方というのはおられるのでしょうか、おられないのでしょうか。

○洞雞敏夫様 今はおりません。

○亀井委員 そうですか。ありがとうございます。

○洞雞敏夫様 若干補足させていただきますと、知財関係といいますと、色々な局面で我々も取り扱います。例えばM&Aで知財の問題というのは非常に重要ですし、知財をめぐる紛争がクロスボーダーで訴訟になったり、あるいは独禁法との関係で知財をどう考えるかが問題になったり、日々の業務の中で関係する重要な分野ですが、例えば弁理士と一緒に特許の出願関係の仕事をするだとかいうようなことはやっておりません。そういった分野というのは極めて専門性が高く、先ほど専門性について申し上げた、M&Aだとかファイナンスだとかというレベルだけではなくて、関連インダストリーという観点が入ってきて、電気関係だとかケミカル関係だとか薬品関係だとか、非常に深い専門性と経験の蓄積がないとできない分野であると認識しております。

○ブライアン・G・ストラーン様 付け加えるとすれば、M&A案件では、よく弁理士事務所と一緒に組んでやっているところです。

○松下座長 私から一つお尋ねします。先ほどのお二人のお話で、不当関与の防止のために日本の弁護士あるいは外国法事務弁護士という資格をきちんと分け、それから専門性で弁護士を分け、それ以外の人はその本来の仕事をするべき人に影響を与えないような仕組みをとっているという話を伺ったのですけれども、それ以外に何か不当関与を防止するために事務所としてとっておられる仕組みというか、体制みたいなものがもしあったら教えていただけますでしょうか。

○ブライアン・G・ストラーン様 物理的な仕切りとか、そういうものは全くありません。弁護士と外弁が同じ部屋で日本語をしゃべったり英語をしゃべったり、こうでなければいけないのですよね。だから、そういう仕切りはないのですよね。やはり先ほど言った軸が二つあって、縦横で自分の資格、専門性で、あと、当然パートナーが必ず担当しているというところですよ。

○松下座長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

それでは、もしホワイト&ケースのお二人の先生方に対する御質問があったら、また後でまとめた質問の時間の中でしていただくことにします。それでは洞雞先生とストラーン先生、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、渥美坂井法律事務所の方々からB法人制度についてのプレゼンテ

ーションをお願いしたいと存じます。本日、2名の方にお越しいただいておりますので御紹介を致します。

根津宏行様とバニー・ディクソン様でございます。根津様、ディクソン様、お二人とも事務所のパートナーを務めていらっしゃいます。それでは、御説明をお願いいたします。

○**根津宏行様** 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士の根津と申します。本日は意見を述べる機会を頂きまして、ありがとうございます。今日は当初より外国法共同事業と一緒に組んでいるバニー・ディクソン先生と一緒に参りました。まずプレゼンテーションの方を私の方から、いいですか。

○**バニー・L・ディクソン様** どうぞ。

○**根津宏行様** お手元の方に資料1ということでパワーポイントの資料を用意させていただきましたので、こちらの方を見ながらお話を聞いていただければと思います。

不当関与の禁止の観点のお話ですね。先ほど洞雞先生からお話がありましたけれども、我々としても基本的にそのジュリスディクションというか、資格の軸と専門の軸を重要だと考えております。私は日本法であってファイナンスの分野を超えるものについてはアドバイスは怖くてできません。事務所としてもそういうことはやっていないので、基本的にはそういった考え方は同じだと考えていただければと思います。

資料1の2ページ目なのですが、まず当事務所の紹介をさせていただきます。今日、ホワイト&ケースのほかに当事務所を呼んでいただいたのは恐らく二つ理由がありまして、外国法共同事業といっても、当事務所は東京オフィスが本店になります。そういった意味で少しホワイト&ケースとは違うというところと、あとは当事務所、渥美坂井法律事務所のほぼ95%の人数が所属しているのは渥美坂井法律事務所弁護士法人ということになりますので、そういう意味で少し特色があると思います。

当事務所の紹介ですが、平成17年4月に外国法共同事業の制度がスタートしたときからバニー・ディクソン先生やダニエル・ハウズロー先生をパートナーとして迎えて、外国法共同事業を開始しております。その後、平成25年6月に弁護士法人を設立いたしまして、今、3期目になります。それで、その弁護士法人を設立した関係で、25年7月、弁護士法人の設立とほぼ同時期にまた外国法共同事業を開始したという流れになります。

3ページ目に移ります。我々の方からはちょっと細かいお話にはなるのですが、色々と当事務所としてもかなり不当関与の禁止というところについて議論を重ねてまいりまして、それなりに自分たちで、これだったら恐らく不当関与というものは防止できるのではないかとということで工夫しております。その工夫について御説明差し上げたいと思います。

3ページ目ですが、これは規制として当然のことではありますが、外国法事務弁護士がその登録に係る原資格国法以外の法律に関する法律事務を行うことは禁止されていますということですね。

まずはこの法律が重要で、次に、外国法事務弁護士の権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止、こちらも留意すべきであると考えております。

当事務所は弁護士法人になっておりますので、外国法事務弁護士が直接、日本法の弁護士を雇うという環境には一応、形式的にはなく、法人が雇い主というか、委託主になりますので、そういう意味では直接、形式的にはこれに当たりません。しかし、実質的には当然この趣旨が適用されると思っておりますので、この点についても留意すべきであると考えており

ます。

外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の権限外法律事務の取扱いに関する不当関与の禁止というところも同じような趣旨ですね。この三つについて非常に留意すべきだと考えております。

そのためにどういう対策を内部で行っているかというのが次の4ページ目なのですが、まず外国法事務弁護士に依頼をしてくるクライアントがおり、外国法事務弁護士も一緒に案件に入るという場合には、日本法の案件については日本法の弁護士アソシエイトを入れることは当然なのですが、そのほかに弁護士のパートナーを少なくとも1名入れる形にしております。これもパートナーといっても、ジュニアのパートナーを入れると、シニアの外国法事務弁護士に対して遠慮をしてしまうという危険もあると考えられますので、必ずシニアのパートナーを担当として、外国法事務弁護士と同じ立場から話ができる弁護士を入れるような形にしております。二つ目ですが、当該案件上、外国法事務弁護士の原資格国法以外の法に関する助言については、それが日本法の場合、弁護士のアソシエイトにより検討・準備されたものを含めて、全て当該弁護士パートナーがチェックをして、その責任においてクライアントにお出しするという形をとっております。

三つ目ですが、外国法事務弁護士が依頼者との間で行う実質的な助言などの内容を含むメールその他のコミュニケーションにおいては、常に当該弁護士パートナーをコピー先に、すなわちCCに入れるようにしております。

本来であれば、日本の弁護士のパートナーが直接お客さんにいつも連絡をすべきであるというのが原則なのかもしれないのですが、やはり海外のクライアントは外国法事務弁護士のことを信頼して、バニー先生がいるから渥美坂井に頼もうと、そういう形で連絡をして、依頼をしてきてくれますので、外国法事務弁護士がコンタクトを取る必要がある場合があります。外国法事務弁護士はクライアントに対して日本法を説明するというよりは、正に橋渡しを行います。日本の弁護士のパートナーの根津がこういうような形で言っていますよということで私が書いたものをそのまま送るという形にはなるのですが、そういうようなところには外国法事務弁護士が関与してもいいのではないかと考えております。これは不当な関与ではない。関与ではありますけれども、不当な関与ではないと考えております。

ただ、その部分については必ず日本人の弁護士が責任を持って助言をしなければいけないので、必ずCCに入れることは当然ですし、このアドバイスは日本法弁護士の何々先生のアドバイスだという形で伝えるというのが内規になります。

最後のところですが、これは外国法事務弁護士が依頼者に対して日本法について助言を伝達する場合、そういう連絡をする場合には必ず担当の弁護士パートナーの承諾が必要であるという内部規程になっているのですが、それに従って日本の弁護士のアドバイスですよというところを明示するようにしております。

5ページ目ですね。当事務所では今お話をしたような諸規程の履践により、外国法事務弁護士による不当関与の懸念の払拭に効果的に対応しているというように考えております。各案件に入る弁護士パートナーは外国法事務弁護士に対して事務所内で下位の立場の者にしないなど、実質的にも外形的にも外国法事務弁護士からの不当関与の可能性を排除できるように心がけております。

最後ですが、これはB法人制度が導入された場合であっても、例えば当事務所が今、弁護



士法人ではありますが、これがB法人という形で変わったとしても、所内の制度、規程としては同じような形で、不当関与の防止という意味では同じような形で回っていくのではないかと考えております。

6 ページ目は、これはB法人の内部的な意思決定が外部から見えにくいという御指摘が前回の改正の議論のときにあったという点に関してですが、これも先ほど洞鶏先生がおっしゃられたように、組合でも法人でもあまり変わらないのかなというところが我々の感想でもあります。組織としての意思決定への懸念と個々の案件での法律事務の取扱いへの懸念がちょっと混同された議論ではないかなと考えております。

まず組織としての意思決定については、外国法事務弁護士が一方当事者として参加する既存の外国法共同事業制度においても、共同事業の目的に外国法事務弁護士の原資格国法以外の方に関する事柄を含み得ることであったり、外国法共同事業の内容、事件受任、業務運営などの提携関係に関して、当事者の自由意思が制限されないというように我々としては考えておまして、そのようにも書いてある文献もあります。

これは外国法共同事業というものが認められている以上、経営とかそういったところについて自由に意見交換をすること自体は、これは不当な関与ではないということだと思いますので、恐らくB法人になると中が見づらいという御指摘は組織としての意思決定の部分について何か懸念があるということではないかと思います。例えば外国法事務弁護士が、弁護士法人を操ってというのであればですけども、かなり強力な影響力を發揮して、その法人事務所を操ることで最終的に何となく、その先の個々の案件にも不当に口を出すことになるのではないかなぐらいの、もしかしたらそういう漠然たる、漠とした不安がそういう批判を生んでいるのかなというようには我々としてはちょっと中で話をして、思っております。

次、7 ページ目ですが、今の続きではあるのですけれども、外国法共同事業、我々だけではなくて、色々なところでやっつけらっしゃる例は存じ上げていますし、お話も伺うのですが、実際にその内部的な意思決定が不透明で、そのことで不当関与の懸念が生じていると例えば外から指摘されたとか、何か心配になって調べたとか、そういうような事例は今のところ聞いたことがありません。この点についてはあまり批判は当たらないのかなと考えております。同じように、外国法共同事業からB法人に変わっても、この問題の本質は一緒であるというのが我々の認識です。

やはり重要なのは個々の案件、お客様、クライアントに対してきちっとした準拠法のリーガルアドバイスを提供するためには、やはり日本法ではないニューヨーク州のローヤーが日本法についてアドバイスをするというようなことは絶対あってはならないことが重要です。そこをきちっと達成するというのが大切だと思っておりますので、そのために何をすればいいのかというところで我々は考えているところです。

最後に、8 ページ目ですが、こういった場なので要望を言ってもいいと言っていたきましたので、幾つかお話をさせていただければと思います。

我々としても非常に慎重に工夫してやってきているところではあるのですね。

ただ、仕事はきちっとやらなければいけない、お客さんに満足してもらわなければいけないというところがありますので、そこで我々としてやはりお願いしたいのは、外国法事務弁護士が個別の案件を取り扱うに当たって、具体的に行っていること、行ってはならないこととか、そういった区別であったり、その行為基準のガイドラインなどを示していただけると

非常に有り難いと思います。

不当な関与は駄目だということは分かりますし、「禁止されているのは不当な関与であって、関与自体が禁止されているわけではないので、そこは心配しなくていいですよ。」と書いていただいても、どこからが不当かというのが分からないと、やはり保守的に対応せざるを得ないというところがあるのですね。

例えば我々も非常に悩んでいるのは、日本人の弁護士がアドバイスをするのだけれども、これは必ず日本人の弁護士がフェイストゥフェイスで、若しくは電話、メールで直接、お客さんに対してやらなければいけないのか。そこの真ん中に外国法事務弁護士が入る、それ自体も駄目なのかとか、それ自体が駄目なのではないとか、そこについて日本人弁護士がきちっと確認をしてコントロールしていればいいのだとか、そういった点に係るガイドラインがあると非常に助かります。これからB法人も含めて、外国法共同事業ということでやられる事務所も、そういったものがあると非常に有り難いのではないかなとは思っております。

次ですが、同じですね。その「法律事務」であったり「不当な関与」の意義というところは、やはり十分に明確とまでは言えないのかなというところがありますので、この点を何かもう少し細かくルールを決めていただけると有り難いというところですね。もちろん、こういうルールにしてくださいとお願いするところももちろんありますが。

三つ目ですが、やはりどうしても、言語であったりビジネスマナー、依頼者のニーズ、そしてやはり一番、依頼者との信頼関係という観点から、「外国法事務弁護士はチームには入っているのだけれども、全てのオブザーバー的な役割にしかすぎない。日本法の案件なので、オブザーバーにしかかなり得ないので、クライアントとの間のコミュニケーションはとっては駄目」ということになると、案件が回っていかないというところがあります。とはいっても、外国法事務弁護士が日本法の案件についてどんどんその前面に出て何でもやっていいよという話には絶対にならないというのは当然の話なので、その部分についてのルールについて明確化していただければなと思っております。

9ページ目ですが、だんだん本筋から離れていってしまって大変恐縮ですが、我々としても前回、B法人の導入が見送られたときには、B法人への移行をかなり検討したところもありまして、今ちょっと熱が冷めてしまっているというところはあるのですが、実際にもし我々がなったとしたら、弁護士法人からB法人になるときに、新たに法人を設立するということに色々やった手続きをもう一度やるのは避けたい。逆にB法人から弁護士法人にもし戻る時も同じです。そこの行き来を少し自由な形にいただけると非常に有り難いというところではあります。

あと、更に離れてしまうのですけれども、最後のところですね。弁護士法人もそうなのですけれども、B法人も社員が無限責任というところがありまして、これは日本の弁護士でも同じではあるのですが、特に海外の色々な国で自分のところの国では有限責任ですよというところの外国法事務弁護士にB法人に参加してもらうときに、この無限責任を説明して納得してもらうのが非常に難しい、受け入れてもらうのは難しいと思います。更に、当然の話ではあるのですけれども、日本において不当関与の禁止、防止というところが非常に強く言われていることを外国法事務弁護士に色々説明をしている一方での無限責任となると、「我々は口は出せないけれども責任は負うのか」となりやすい点もあります。これは今回のポイント

トではないとは思っておりますが、一つ要望としてお話をさせていただければと思いますという事です。

では、バニー先生、補足を。

○バニー・L・ディクソン様 いや、以上です。

○根津宏行様 ありがとうございます。

○松下座長 以上で全てということで、よろしいですか。

○根津宏行様 はい、よろしく申し上げます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対する御質問がございましたら、どなたからでも、どの点からでもよろしくお願ひいたします。

○岡田委員 委員の岡田ですが、4ページについてお聞きしたいのですけれども、ここに「外国法事務弁護士の依頼者の案件においては」という形で述べられているのですけれども、これは、そうすると、共同事業をおやりになっておられるその相手方の外弁からの依頼のケースということのイメージですか。

○根津宏行様 クライアントが例えばバニー先生宛てにその案件を依頼してきたケースという、そういった趣旨です。

○岡田委員 やはり共同事業をやっておられる例えばバニー先生のような方のところへ来た案件の話ということですね。

○根津宏行様 はい、そうです。

○岡田委員 例えば、いきなり共同事業の方に依頼が来たり、場合によっては日本の弁護士に依頼が来るということもありますよね。そのときに、その案件を見ると、明らかに外国法がものすごく絡んでくると。そうすると、今度は外弁に入っていただくこととなりますよね。そういうときというのは、何か同じようなガイドラインとか持っておられるのでしょうか。

○根津宏行様 そこは特に日本法だからという形の規程になっていないので、そこは全く同じ形の取扱いになります。

○岡田委員 ここに書かれておられる考え方は基本的に同じになると。

○根津宏行様 そうです、はい。

○岡田委員 なるほど。そうすると、ここに書いてあるのは、最初はこういう案件と非常に限定された書き方になっていたのですけれども、必ずしもそうではなくて、色々な入り方があるけれども、最終的にその中身の中から日本の弁護士と外国の弁護士が絡んで一緒にやる案件というのは、大体この考え方でおやりになっておられるという理解でよろしいのでしょうか。

○根津宏行様 はい。一つの案件でも日本法とニューヨーク州法と英国法と色々出てきたりしますので、そこはその場面場面で全てこの考え方でやっております。我々も、洞雞先生がおっしゃったように、日本の弁護士は一応、英国法とかニューヨーク州法についてアドバイスをしても、それが違法にはならないというのは存じ上げてはいるのですが、だからといってそれができるものではないので、当然、同じような形でやっております。

○岡田委員 どうもありがとうございます。

○上妻委員 委員の上妻ですけれども、先ほど、個別の事件の取扱いと組織としての意思決定が若干混乱しているのではないかというようなお話があったのですけれども、差し支えなけ

れば、事務所での、共同事業における組織としての意思決定のシステムはどのようになっているのかということをお聞かせいただければと思うのですが。

○根津宏行様 組織としての意思決定はパートナー会議が一応、最高機関ですが、そのパートナー会議で何でもかんでも決めているわけではないので、その中で一定のシニアのパートナーで構成するMC会で大体決めております。なので、ちょうどバニー先生なんかはそのMC会にオブザーバーという形で出席をされたり、その前提として、うちの代表弁護士の渥美と協議をしたりというところで、最終的に関わる部分については意思決定をしております。

○上妻委員 ありがとうございます。

○松下座長 いかがでしょうか。

○出井委員 出井です。念のための確認的な質問になるかと思いますが、今、上妻委員が指摘された、これはページでいうと6ページになりますかね。組織としての意思決定と個々の案件での法律事務の取扱い、これは別ではないかというお話がありました。先ほどのお話の中で共同事業形態、つまり組合形態と法人形態は個々の法律事務の扱いのところでは特に差はないだろうということでしたが、組織としての意思決定のところは、これは差異があり得るということなのでしょうか。

○根津宏行様 そこはB法人にしたときにどういう形でその内部規程を作るかによるなどは考えてはおります。ただ、我々がもしB法人になったとしても、基本的には今までのやり方をそのまま踏襲するのかなとは考えておりますので、作り方だと思います。

○出井委員 作り方ですね。仮にそこが作り方で、これは仮定の話になりますけれども、現在の外国共同の意思決定のシステムと法人になった場合の意思決定のシステムが違うことになったとしても、それは個々の法律事務の遂行には影響を与えないだろうという意見と伺ってよろしいですか。

○根津宏行様 そうですね。そのような影響を与えるような制度を作ること自体が違法だと思っておりますので、最終的に守られるべき不当関与の防止ですよね。その部分、個々の案件について不当な関与がないという、そこに影響を与えないというのが前提。そこが守られれば法の趣旨は、目的は達成されると思っておりますので、逆にそこに影響があるような組織としての意思決定、決め方とか、あまり思い付かないといえば思い付かないのですが、それはそもそもできないと思っております。

○加藤委員 委員の加藤と申します。4ページ目に掲載されている内部規程、こういった内規の形で明確にこのようなルールを定められていることはすばらしいと思いました。最初に根津先生がおっしゃられたとおり、自分の資格外、専門外のことをアドバイスすることは怖くてできないというのが恐らく本当のところ、恐らくそういった自分の資格外、専門外のことをアドバイスするという、もっと言うと不当関与全般については、インセンティブがそもそもないということなのだろうと思います。

であるにも関わらず、このような内部規程をわざわざあえて明確に規定されているというのは、やはり外弁法の規定を意識されてということですか。

○根津宏行様 もちろん、そうです。僕ばかりではなくて、バニー先生、どうぞ。

○バニー・L・ディクソン様 そうです。

○根津宏行様 我々としても、こういう規程がなくても当然、不当関与というのはそもそも無理だろう、不当関与というのはないだろうというのはあるのですが、ただ、やはりこういう

形式を整えておかないと、少なくともその確からしさというか、見え方としてきちっとやはりそこも、外見も整えておく必要があるだろうというところですね。

あとは、やはりクライアントの方で勘違いされることもありますので。そこもやはりあるのですよね。バニー先生なんか非常に苦勞されるのが、最初の段階でクライアントに対して説明するのが大変です。海外のクライアントも、日本で行う案件であって日本法が絡んでくるのは分かっているのだけれども、やはりバニー先生のアドバイスがもらいたい。何かうちの事務所でアドバイスをすると、バニー先生のアドバイスだというふうに、どうしても彼らはやはり受け取りやすいのですね。

なので、そうではないのですよというところを最初に説明をして、メールなんかもそういったところも念押しをするような形です。そこもやはり必要だというのはあります。ただ、規程にしているのは、やはり外弁法があるからというのはあります。

○松下座長 いかがでしょうか。

○岡田委員 岡田ですけれども、今のお話に対して、なかなか他の事務所のお話になるのだらうと思うのでお答えにくいかもしれません。それなら率直にそう言っていただいているのですが、すごく立派な事務所というのは、正しく今おっしゃったように、クライアントを大切に、きちっといい仕事をしようとする、おのずとそういうことをやっていかなければいけない。だから外弁法の規定があるとなかろうと、そういうことは守っているのだと、こんな理解でよろしいですか。

○根津宏行様 そうなと思います。

○岡田委員 ただ、必ずしもそうでないというのですか、全ての事務所がそういうクオリティを本当に大切にするというのではないかもしれません。そうすると、そうでない事務所というのは、やはり外弁法の規定というのは結構効いてきているという理解でいいのですか。

○根津宏行様 外弁法の規定、それはそうだと思います。

○岡田委員 いわゆる不当関与をしてはいけないという規定。

○根津宏行様 その規定自体は、なくても当然の話ではあっても、やはりその部分は当然のことであっても明確に法律で決めてあるというのは、それは非常に我々としても有り難いですね。逆に、これはきちっとそういう法律に基づいているのでということも言えますので。

ただ、それ自体は有り難いのですけれども、もう少し具体的にガイドラインというか、その部分はもう少しお願いしたいというところはあります。また、立派な事務所と持ち上げていただいて非常にこそばゆいのですが、ただ、立派でなくてもやはり結局、自分が言ったことについては責任をとるのが我々の仕事なので、あまり立派かどうかとは関係なく、やはりそれは自分の責任が持てる範囲でなければ、それはアドバイスはできない。

これは今、日本の弁護士も留学をしてニューヨーク州法の資格なんかを一応取って帰ってきますが、それでニューヨーク州法のアドバイスをしている弁護士というのは聞いたことがないです、少なくとも私の周りでは。そのぐらい皆さん、資格があっても怖くてできない。やはりそれはなぜかという、責任をとるから。責任をとるから怖いということで、あまり立派な理由ではなくてです。必ずクレームが来ますし、なので、そういう意味ではあまり立派でなくてもそうなと思います。

○岡田委員 それでは、岡田ですけれども、御質問させていただきましても、先ほどから個々の事件についての意思決定というのと組織としての意思決定というのが何か非常に二

分法的な形で説明されてきているわけですが、もちろんそのコアの部分は非常に理解ができるのですが、どちらかというのが非常に微妙な部分というのはあるのではないですかね。

例えば事件を受けるとか受けないという意思決定とか、フィーをどう請求するのかとか、もちろんもっと色々あるのかもしれない。その辺りを、せっかくですから、御経験から来る何かコメントを頂ければ有り難いのですが。

○**バニー・L・ディクソン様** そういうポイントは、特に難しくありませんと思います。我々はパートナーですので、パートナー同士で相談しながら決めるものではないかと思いますが。別に外国法事務弁護士であってもなくても、そんなのではないかと思いますがけれども。

○**岡田委員** 私の質問は、要するに組織としての意思決定は基本的には、仮に法人になったら法人として意思決定していく。共同事業なら共同事業として事業体として大きな意思決定をしていく、こんなイメージを持っているのですね。

それに対して、個々の事件に関する意思決定は、やはり先ほどおっしゃっているような、その権限外なのか権限内なのかというところが一つ尺度になって、意思決定などに関与する人が変わってくるというお話だと理解したのですが、そういう理解でよろしいですね。

○**根津宏行様** だと思います。

○**岡田委員** そうすると、要するに、ある意思決定をしなければいけないときに、これは組織としての意思決定として対応できる判断なのか、それとも個々の事件としての意思決定のルールに乗った方がいいのかという、その微妙な部分というのがあるのかなのか、その辺りいかがでしょうか。

○**根津宏行様** 例えば、あまりいい例が思い付かないのですけれども、この規程を作るときは、当然この規程を作るに当たって、日本の弁護士もニューヨーク州法ローヤーのバニー先生も議論はするわけですよ。ただ、この規程の中で、例えばニューヨーク州法ローヤーであったとしても、日本法のことについてニューヨーク州法ローヤーの先生の判子がないと出してはいけないとか、逆にニューヨーク州法ローヤーの先生が言ったらばそのとおりに書かなければいけないとかというような規程をもし作ったら、それは非常に不当関与そのものだと思うのですね。

そこの部分については当然、そこはやはりパートナー同士フリーにディスカッションして、当然こういう法律もありますし、法律以前の問題でもありますので、そこの部分は協議をしながらやっているというところではあります。これについてはほかにいい例が思い付きませんね。微妙なというのは。

○**岡田委員** ということは、逆に言えば、日々色々仕事をされているときに、先ほどの端境で微妙だということに悩むというのか、大変だということはあまり経験ではそれほどないということですか。

○**バニー・L・ディクソン様** ないと思います。

○**根津宏行様** 日本法に関するところは当然、弁護士が言ったことに対して、外国法事務弁護士が理解できなければ弁護士に対して内容について聞きますけれども、その結論はおかしいのではないかという議論には絶対ならないわけです。それは逆もそうですので、そういったところはもちろん分かりやすいのですけれども、その真ん中で分からないということはないですね。

○**松下座長** よろしいでしょうか。ほかの方、いかがでしょうか。

○陳委員 委員の陳と申します。まずはホワイト&ケースと渥美の先生たちに感謝いたします。御説明いただきまして、また色々聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。

先生たちが主に自分の事務所で、あるいは自分がどんなふう努力していると説明していただきました。私も外弁でありますので、共感があります。当然きちんと外弁法を守らなければなりません。一方、ほかの立場から見ますと、そもそもそういうような不当に関与すること、その環境があるかどうか議論したいと思います。

まずは法律が整備されているかどうか、不当の関与を規制するために立派な外弁法があると思いますので、完備されていると思います。次は、例えば仮に日本の弁護士に私が口を出しますと、日本の弁護士は当然、きちんと自分の考え、自分の専門性を持っていますので、そのような関与を受け入れることはないでしょう。3番目、クライアントからどう見ますか。仮に私が勝手に日本法のことを不当に関与しますと、クライアントはどう思われますか。この人弁護士としては失格であるよりほかありません。

要は、まとめまで言いたいのは、そもそもそういう環境がないのではないかなと私は思っています。ですから、現在の法制度の下で混同法人に対してはその規制など、何が不備がありますか、何が足りないことがありますか。ないのであれば、私はこれも結論が出ているのではないかなと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

質疑として一応20分用意して、その20分が大体たつたところなのですが、進めてよろしいですかね。それでは、御質問と御回答、ありがとうございます。

それでは、最後に日本弁理士会の方々からB法人制度についてのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。本日2名の方にお越しを頂いておりますので、御紹介いたします。粕川敏夫様。

○粕川敏夫様 粕川でございます。

○松下座長 塩野谷英城様でございます。

○塩野谷英城様 よろしくお願ひいたします。

○松下座長 粕川様、塩野谷様は、お二人とも日本弁理士会の副会長でいらっしゃいます。それでは、御説明をお願いいたします。

○粕川敏夫様 日本弁理士会副会長の粕川と塩野谷でございます。本日は私どもにこのような意見を申し述べる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私どもは外国法事務弁護士、簡単に外弁と略させていただきますけれども、この法人化が我々弁理士の業務に与える影響というのが非常に大きいと考えております。それで過去にも反対の意見表明をさせていただきました。その点も含めまして、今の我々の現状も含めて御説明をさせていただければと思っております。

まずは弁理士について御説明をさせていただきます。2ページ目でございますけれども、まず弁理士制度について簡単に説明をさせていただきます。弁理士制度は明治32年、1899年に特許代理業者登録規則の施行から始まります。1999年には弁理士制度100周年を迎えました。弁理士法第1条には、弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進、その他の知的財産に関する制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とするという使命条項が規定されております。

資料2 ページ目にありますけれども、1-1に弁理士の業務といったものを列挙いたしました。ここを見ただけだと分かるのですが、弁理士の専権の業務としましては、中心となっているのは日本の特許庁に対する手続の書類の作成並びに代理といったものが我々の業務の中心となっております。1-2に書きました弁理士法第75条におきましても、(1)の業務をほぼ弁理士の独占業務として規定しております。弁理士が代理している特許などの出願代理件数と代理比率というのを下にまとめております。

なお、(5)の外国出願関連業務と申すものは、弁理士が日本国内において外国の行政官庁などに対する特許などの権利に関する手続資料を作成する事務を指しております。これ自体、我々日本弁理士は原則として、外国の行政官庁に対して直接、特許などの出願手続をすることはできませんので、実際は外国の弁理士ないし弁護士と共同でやっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。こちらの方は弁理士の資格の取得を維持する上での要件について簡単に御説明をさせていただきます。弁理士となることが出来ますのは弁理士試験合格者や弁護士になる資格を有する者など、ここに書きました弁理士法第7条に該当する者でございます。しかし、彼らが弁理士として登録するに当たっては、それに加えて実務修習といった研修がございます。それを受講する必要があるでございます。

実務修習なのですが、これは弁理士法第16条の2に規定している研修でございます。弁理士となるのに必要な技能、それから高度の専門的応用能力を修得させることを目的としたものでございます。実際には毎年12月から翌年3月までの期間にわたって行っております。この実務修習を修了しますと、弁理士としてやっと登録ができるといった制度となっております。

また、弁理士として登録した後は弁理士法の遵守として、信用失墜行為の禁止ですとか秘密を守る義務、それから利益相反行為の禁止などを通じて出願人の重要な、特に秘密事項を扱っておりますので、そういった義務が課されております。更に、弁理士登録した後に継続研修制度というのがございます。これは弁理士法第31条の2に、弁理士は日本弁理士会が行う資質向上を図るための研修を受けなければならないというふうな規定がございますので、それを受けて、日本弁理士会が全ての弁理士に5年間で70単位といった研修を受講させることを義務付けているものでございます。原則として、弁理士である限りはこの継続研修を受講しなければならない、これによって弁理士の能力を担保しているといったものでございます。

4ページ目を御覧ください。こちらの方は継続研修における研修分野ごとの受講状況をまとめた資料でございます。これを見ただければ分かりますように、1番の弁理士実務全般に次いで、2番目の特許・実用新案関係の研修と、9番目の外国法関連の研修が受講者、人数が、延べ受講時間が多いと。つまり、こういったところに非常にやはり弁理士自体のニーズと申すか、我々の関心が高いということがお分かりいただけると思います。

今までのものが弁理士制度のごく簡単な説明でございます。次に私どもの弁理士会が過去に外弁の法人化に関してどのような要望を行ったかということについても説明をさせていただきます。

引き続き5ページ目を御覧ください。法務省及び日本弁護士連合会が設置された外国弁護士制度研究会の中間取りまとめのパブコメの中で、当会が提出した意見の概略を記させていただきました。



1 点目は先ほどからあります不当関与についての件でございます。外国法共同事業は外弁と弁護士、又は弁護士法人とのすみ分けがとられた立場で法律事務を行うものであると。これに対して、今、問題になっておりますB法人といいますのは、外弁と弁護士とが単一法人下で社員として混在する形態であると認識しております。B法人の意思は、法人によって優越的な地位を有する者によって決定、支配される上に、外部からは特定できない。したがってチェック機能が働かず、外弁が不当に関与する懸念を払拭できないということを過去に主張しております。

2 点目は、B法人の必要性についての疑問でございます。A法人が弁護士を雇用したり、弁護士や弁護士法人との共同事業を行うことが認められるのであれば、外国法共同事業を行うB法人の設立を認めるという趣旨は、A法人の設立を認めることによって満たされるはずでありますので、わざわざ弁護士法人と同じ取扱い可能な案件を持つB法人は不要ではないかといったことを主張しております。

この部分は多少、意味が分かりにくいかと存じますけれども、A法人が日本の各地域で弁護士や弁護士法人と共同事業を行うことによって、外国法共同事業を全国展開することが可能なので、わざわざB法人を設ける必要はないのではないかと趣旨でございます。結論としまして、当会はB法人の法制化に反対するという意見を提出させていただきました。

引き続き、6 ページ目を御覧ください。このパブコメが行われました翌年には、当会は法務副大臣宛てに要望書を提出いたしました。要望の中心となっておりますのは外弁の法人化を許容するのであれば、当該法人の業務から弁理士の業務を除外していただきたいというものでございます。日本では弁護士法第3条第2項によって、弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができるといった規定がございます。弁護士は実務修習を経て弁理士登録をすることができるわけですが、弁理士登録しなくても弁理士の業務ができるといった規定がございます。

ちなみになのですけれども、今年の9月末現在で弁理士登録をしている弁護士というのは380名、弁理士全体の3.5%でございます。最初に述べましたように、我々日本の弁理士は諸外国の特許庁に対する出願手続の代理を行うことはできません。諸外国の弁護士や弁理士に出願を依頼するための外国出願関連業務と仲介業務を行うことができるだけでございます。我々は諸外国において、現地でその国の弁理士あるいは弁護士とともに当該国の特許庁に対する手続を行うための法人を設立することも認められておりません。

ところが、外弁の法人化となりますと、我々日本の弁理士が諸外国でできないことを諸外国の弁護士に対して日本国内において広く一律にできるようなことを認めるものでありまして、我々日本の弁理士に何らの配慮がされていないという一方的な措置であるため、反対せざるを得ないという立場でございます。

以上のような内容の要望でございます。なお、弁護士法の3条2項のような規定というのはアメリカや中国などにはなく、我が国や韓国などの一部の国にある特異な規定というものでございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。更に翌年の2011年に当会が法務大臣宛てに要望書を提出したものでございます。ここでは冒頭に書きましたように、B法人が行う特許出願などの代理を無条件に容認するという法律案に反対を致しました。その理由の主なものを三つ書かせていただいています。

一つ目は、B法人では法人名義による代理が行われる。その中で社員である外弁が日本国特許庁に対する手続を実質的にコントロールすることが可能になる。一方で、そのような行為を外部から監視することは非常に困難であるということがございます。2点目は、外弁法上、外弁は単独で我が国の特許庁に対する特許出願の代理などを行うことはできないにも関わらず、B法人名義でこの代理を行うことが可能になってしまい、弁理士業務に重大な影響を及ぼすことになりかねないということでございます。

例えばですけれども、中国やアメリカでは、弁護士であっても弁理士資格がない限りは母国の特許出願の代理ということはできないような制度になっております。このように母国で外弁ができない特許出願の出願代理業務を日本では法人形態で行うことができるようになり、我々の業務に多大な影響を及ぼすおそれがあるということがございます。

3点目は、8ページ目に書きましたが、外弁による法人化の許容は海外の大規模な事務所による日本の特許出願業務への参入を容易にし、国際的な側面の強い弁理士の業務に重大な影響を及ぼすことがある。我々日本の弁理士と諸外国の弁理士や外弁との間では相互主義的な取扱いがなく、外弁の法人化を許容することによって不平等が生じます。

ここで1点申し上げておかなければならないことがございます。平成15年、2003年に導入された外国法共同事業においても、日本の弁護士と外弁が共同事業として日本国特許庁に対する手続代理が可能になりました。しかし、これは共同事業の中においてきちんとすみ分けが行われて、日本の官庁に対する手続代理は日本の弁護士が行うということになっております。法人化によって外国法共同事業を行うことになり、法人名義の代理手続を行うことになり、法人内部の意思を外部から確認することはできない上に、諸外国の大規模な資本が日本の特許出願業務に参入することを促進します。一方で我々日本の弁理士は従来どおり、諸外国に出るということとはできない。そういった不平等な状態が今よりも拡大します。これは当然、我々にとっては看過できない事態と考えています。

9ページ目、10ページ目にいきまして、最後に、現在の当会の意見を申し上げさせていただきます。9ページ目を御覧ください。昨年の外弁の法人化を認める法案上程に際しましても、外弁が法人制度を利用して権限外の業務を行うことを容認するのではないかという関係者の懸念を払拭するに至らず、B法人の導入は見送られたと我々は認識しております。また、同法案の国会審議におきましても、法務大臣は今度の法改正で作られるA法人の利用状況などを見極めた上で、必要に応じて適切に検討していくことになっているという答弁をされていると思います。

このことを踏まえまして、当会といたしましては不当関与の懸念という点につきましては、違反した際の懲戒規定の整備など、取締りの実効性を上げるための制度の整備が私ども外部から確認できるほどにはお示しいただいていないと今、考えております。したがって、現時点で問題は解決されていないため、A法人の運用状況を見守りつつ検討すべきであることと考えております。

最後に10ページを御覧ください。今後、B法人の設立を認める立法が行われる際には、ここに書かせていただきましたように、B法人の業務から弁理士業務を除外していただきたいということをお願い申し上げます。B法人の設立を認めることは、我々日本の弁理士が諸外国ではできないことを諸外国の弁護士に対して日本国内において広く全国展開できる基盤を認めるに等しいものでございます。我々日本の弁理士に何らの配慮がされていない一方

的な措置であると考えております。

これにつきましては、我々日本の弁理士の業務に重大な影響を及ぼす恐れがあります。B法人の業務からは弁理士の業務を除外していただければ、我々日本弁理士会がB法人の法制化に何ら反対する理由というのとはなくなります。以上について御高配を頂ければと思っております次第でございます。

○松下座長 塩野谷先生は、よろしいですか。

○塩野谷英城様 はい。

○松下座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問がございましたら、どなたからでも、どの点でもお願いいたします。

○レブラン委員 委員のレブランでございます。多分、私の理解不足だと思いますけれども、法人で出願手続を代理することと、共同事務所で共同事業で日本の弁理士事務所が出願手続の代理をすること、その違いをまだ具体的に理解しておりません。どうしても、その手続を担当するのは日本の弁理士になると思いますので、もうちょっと補足の説明を頂ければ。

○粕川敏夫様 現状であれば、個別の日本の弁護士が代理をしてやるとなりますと、当然その代理の業務というのはその弁護士が全ての責任を負って、全てマネジメントされてやるということで、これは非常に分かりやすいことになります。ところが、法人名義になりますと、その法人の意思決定もございませぬけれども、あとはその内部での業務につきましても、実際に本当は誰が担当しているのか、そこに対して、例えば外弁の方が関与されていたとしても、それは外部から見ると分からないことになる。そのため、我々としては日本の弁護士が個別に代理をする場合と、そうでなく法人名義で代理をされる場合というのはやはり法人としての意思が働きますので、そもそもそこに違いがあると考えております。

○レブラン委員 でも、例えば申請へのサインは弁理士個人の名前ではないですか。その出願の書類に、また多分、弁理士の名前を付ける、印鑑を押したりする、ということではないでしょうか。

○粕川敏夫様 法人として代理をするという形になると我々は認識しているのですけれども。

○レブラン委員 ありがとうございます。

○陳委員 レブランさんと同じ質問なのですが、我々が日本の弁理士の業界のことを全く知りません。先ほどの延長で、B法人の中で、例えば弁理士の業務をやる際に弁理士個人の名義で申請すれば問題解決できないですか。B法人になりますと、B法人の名義で弁理士業務を行うことになるのですか。

○粕川敏夫様 それは逆に我々が聞きたいことです。弁理士業務を要するに法人名義で代理として行うのか。例えば今、我々は特許業務法人として法人化することができます。弁理士の中でも、その場合は法人として今、代理をしております。

○陳委員 今、A法人の場合が、日本の法律事務所の法人化になる弁護士事務所の場合が弁理士業務をやりますと、その法人名義でやっているということですか。

○粕川敏夫様 法人名義でやれるというところに我々は問題があるというところですが、代理自体は。

○塩野谷英城様 B法人の作り方の問題になると思いますので、その辺はどういう形になるのか、逆に教えていただければと思いますけれども。

- レブラン委員** 私としては、最終的に個人の弁護士や個人の弁理士がこの作業を、仕事をやるのならば、その法人制、その組織の体制はそれに関係、影響がないという気がします。個人個人、そのルールを守って弁護士や弁理士の仕事をやっていくということだと思いますので、申請時にどの名義を付けるかというところで解決できるのではないかと思います。
- 出井委員** 出井です。弁理士会の御意見として、7ページに平成23年の意見の抜粋がございます。これは今も維持されているという前提でお聞きしますが、この2ポツ目の1行目、「日本国特許庁に対する手続を実質的にコントロールすることが可能になる」という意見を出されています。それから、3ポツ目では「B法人名義でこの代理を行うことが可能になってしまい」、これは今、議論されたことだと思うのですね。2ポツ目の「手続を実質的にコントロールする」という点、レトリックとしては分かるのですけれども、これはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。実質的にコントロールするのは、つまり不当関与することなのではないのでしょうか。直接的な聞き方で申し訳ありませんが。
- 粕川敏夫様** ここで申し上げているのは、実質的なコントロールというのは、そもそも、まず、ある特定のクライアントからの依頼を受けるかどうかということを決定できると思っております。そのクライアントの案件を受けるかどうか、実際、代理として、その法人としてそれを受任するかどうかということ、その意思決定についても、つまり外弁が入ってくるわけでございますので、そういう意味でもコントロールが可能だと思います。そして、もちろん個々の案件についても関与することも内部では可能になってくるのではないかと考えています。
- 出井委員** 重ねての質問で恐縮ですけれども、確認したいのは、今おっしゃっているような態様のコントロールあるいは関与、それは現在の外弁法で禁じられている不当な関与に当たるという前提でのお話でしょうか、それとも、それは不当な関与ではないのだという前提でのお話でしょうか。
- 粕川敏夫様** それは今、規定されている不当関与に当たるかどうかというのは、我々は外弁法の専門家ではございませんので、はっきり申し上げることできないのですけれども、我々が懸念している事項というのはそういった事項でございます。
- 出井委員** そうすると、外弁法に違反するかどうかは分からないけれども、とにかく外国法事務弁護士が関与して、こういう業務に参入してくるということが弁理士会にとっては困る事態であるということでしょうか。
- 粕川敏夫様** 例えばでございますけれども、アメリカの弁護士なんかがそうなのでけれども、本国で弁護士資格があっても必ずしも特許庁に申請という代理ができるわけではございません。各国の資格の制度が違いますので。本国でも認められていないような業務に本当に適切な知見を持って、そういうことができるのかということにも非常に我々としては疑問がありますので、そういったことはないようにしていただきたいということでございます。
- 出井委員** すみません、もう1点。弁理士会の御意見で、最後にB法人の業務、仮にB法人の設立が認められるとしても、その業務から弁理士業務を除外してもらいたいという御要望が書かれておりますが、この意味するところを確認しておきたいのですが、B法人の中には当然、社員たる日本の弁護士もいるわけですね。B法人の業務から出願業務、弁理士業務が除外されますと、B法人の中にいる社員たる弁護士も法人の業務としては弁理士業務ができなくなってしまふ、そういう帰結になるということでしょうか。

- 粕川敏夫様 いえ、我々が言っているのはB法人として法人での代理です。
- 出井委員 もちろん、法人での代理のことをお伺いしています。
- 粕川敏夫様 法人としての代理について我々としては、個別の弁護士がその代理をするのは元々日本の法律において認められておりますので、そこを言っているのではなくて、法人としての代理を外していただきたいということでございます。
- 出井委員 すみません、もう1点。法人としての代理というのは分かる、名義の点は分かるのですけれども、しかし実際に法人の中で仕事をするのは弁護士なわけですね。その人がその案件には携わらなくなるということなののでしょうか。
- 粕川敏夫様 そこまでどういうふうなそれを規定されるか、我々が答える立場でないと思います。
- そういうわけではなくて、あくまでも先ほどから申し上げていますように、法人としての名前での代理をしていただきたくないということでございます。携われなくなるかどうかは、例えば個人でそれを代理するということができるのであれば、それは可能であると思っております。元々それは日本の弁護士法で認められているものですから、その範囲では全然、問題はないと思っております。
- 出井委員 それは個人案件でやれということになるわけですか。
- 粕川敏夫様 それは元々できる行為でございますので、それはもちろんやっていただいて全く問題ないと思っております。
- 松下座長 私から1点、今で確認させていただきたいのですけれども、そうするとこの10ページというのでしょうか、9ページの次のページで書いてあること、御要望の中身というのは、日本の個人の弁護士ができることについてB法人ではさせない、そういう御要望と理解してよろしいですか。弁護士法の3条2項で、弁護士は当然、弁理士の事務を行うことはできるとあるけれども、B法人にはそれはさせないという御要望と理解してよろしいでしょうか。
- 粕川敏夫様 ええ、あくまでもB法人というのは混合法人でございますので、やはり外弁が関わった形での法人名義での代理というものは除外をしていただきたいということでございます。
- 松下座長 そうすると、御要望によれば、日本の個々の弁護士はできるけれども、B法人にはできないことがあるということになりますね。
- 粕川敏夫様 はい。
- 松下座長 分かりました。ありがとうございます。
- 今の点でも、ほかの点でもいかがでしょうか。
- 岡田委員 岡田ですけれども、ほとんど同じ関連する質問なのですけれども、そうすると、仮にB法人に日本の弁護士がおられる。そして、その日本の弁護士がきちっと関与されてB法人名義で出願すると、それも要するに駄目だという理解でいいですね。
- 粕川敏夫様 我々は可能であれば、やはり日本の弁護士個人でやられるのはもちろん当然できることでございますから、それは我々で何か言うことではございませんので、B法人というのがやはり関与するということで我々としては問題意識を持っておりますので、できれば、その点は除いていただきたいということでございます。
- 加藤委員 加藤と申します。単純に理解の確認のためだけにお伺いしたいのですけれども、

B法人という仮定の話になってしまうので、今現在、弁理士が法人形態で事業をされている場合のことを、御参考までに教えてください。弁理士の方が弁理士法人、特許法人の形で事業をされている場合は、基本的に代理業務は全て法人名義で、法人の判子を付くような形で、個人の弁理士の先生の名前は出さずに業務をされているということですか。

○粕川敏夫様 必ずしも全部が全部、私も把握しているわけではないので、明確に答えられないのですけれども、基本は法人でやるケースがやはり多くて、あと、個人でやっていないかと言われますと、全部が全部分からないのですけれども、個人でやっているケースもあるかとは思いますが。それはクライアントによって色々な要望があると思いますので。

○加藤委員 個人でその弁理士の方の個人案件としてお受けになられていることもあるかもしれないし、法人の案件として受けられたら法人の名義でやっているということでしょうか。

○粕川敏夫様 そう思います。全部が全部、私も把握しているわけではないので、私は今お答えできませんけれども。

○加藤委員 ありがとうございます。

○上妻委員 私も簡単な確認なのですけれども、今の特許業務法人でもあれなのですが、弁護士法人も出願業務はできるという前提でよろしいのですよね。

○粕川敏夫様 はい。

○上妻委員 その際の名義の問題にこだわるわけではないのですが、代表する社員が実際には署名するなり押印するという形での手続になっているのでしょうか、それとも、先ほどちょっと質問にも出ていたのですが、法人名だけで本当にやるのかという非常に細かい質問なのですけれども、その辺り分ければ教えていただきたいのですが。

○粕川敏夫様 基本的には、法人名でやっていることになります。

○上妻委員 要するに、代表する社員という者の名前は出てこない申請書になるのですか。

○粕川敏夫様 はい。

○亀井委員 亀井です。今日は、ありがとうございます。

ずっと出されている意見書を拝見して、ちょっとやはり分からないのは、どうしてB法人だけかという点なのですが、これは先ほど来、御説明があるように本当に名義だけなら何となく、その名義から誰がやったか分からないということで御心配があるということだとは思いますが、実質的にはあまり外弁の方がそのプロセキューションというか、日本の特許庁の出願に関わるということはあまり合理的に考えられないと思うのですけれども、そこは御懸念があるという御意見なのですか。先ほど、23年に出された意見書のポツの二つ目に本当に書いてあるわけなのですけれども、これは本当に御懸念になっているのでしょうか。

○粕川敏夫様 はい。我々としてはやはり、どの程度本当に関われるかどうかというのは、確かに実際そういう制度ができてみないと分からないところは多々あるのでございますけれども、ただ、だんだんグローバル化も進んでおりますので、日本の制度も含めて色々な形が変わってきておりますので、今後そういう形も増えてくる可能性はあるのではないかなという事は考えております。

○亀井委員 ありがとうございます。

○中西委員 中西と申します。テクニカルな細かい話をしているところでこういう質問をして恐縮なのですが、10ページのところの意見を見て、読み方によっては、我々日本の弁護士が諸外国に出ていくための圧力をかける道具としてこれは残してほしいのだが、なぜ

一方的に放棄してしまうのだというふうにも読めるのですけれども、本音はどこにあるのでしょうか。

○粕川敏夫様 もう一度、お願いします。

○中西委員 相互主義的にするのではなくて、一方的に、確か6ページにもそういうことが書いてあったかと思えますけれども、一方的に認めてしまうのはどうかというような御意見のようにも見えるのですけれども、日本の弁理士としてはアメリカとかに出ていきたいのですか。

○粕川敏夫様 そういうことですか。なるほど。そこは我々はアンケートを行ったことはないもので何とも言えないのですけれども、もちろんそういう指向の弁理士もいるかと思うのですけれども、必ずしもアンケートを行っていないので確定的なお答えは今できません。

○出井委員 やはり核心の問題は不当関与あるいは外弁、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行うことを容易にするのではないかという懸念が払拭されているかどうかということだと理解します。それで、先ほどお聞きになられていたと思えますけれども、ホワイト&ケースそれから渥美坂井、二つの外国法共同をやっている事務所から、組合形態、共同事業形態と法人形態で不当関与を防止する点について、法人になったからといって、それが防止しにくくなることはないというお話がありましたね。

ただ、両事務所とも出願業務を特にやっているわけではなかったかと思えます。法律事務たる特許など出願業務、これが他の法律事務と比べて何か不当関与を誘発しやすい、そういう特殊性があるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○粕川敏夫様 不当関与を誘発しやすいかどうかというよりは、我々の立場からしますと、特許の出願業務というのは純粋に国内の官庁への手続でございますので、そこに対して外弁の関与する余地があるというのが非常に我々としては違和感があるというところでございます。

各国の弁理士は各国での特許庁に対する手続をやっているわけでございますけれども、それは純粋に国内の業務でございまして、そこに対して外弁をそもそも関与させるということ自体に非常に我々としては違和感があります。逆に言えば、それが我々の一番の懸念でございます。

○出井委員 日本の官庁とのやり取りに外国法事務弁護士が何らかの形で関与することが、違和感があるということですか。

○粕川敏夫様 はい。

○出井委員 そうすると、それは裁判所とかも同じにならないですか。裁判所とか、あるいは特許庁だけではなく色々な官庁とのやり取りがあると思うのですが、なぜ弁理士業務だけなのかということところが分からないのですけれども。

○粕川敏夫様 恐らく、それは先ほどの名義ではないのですけれども、法人名義で全て手続ができるということがやはり特許手続とは違うところだと思っております。

○松下座長 いかがでしょうか。

重ねて私からで恐縮なのですが、スライドの5ページについて一つお伺いしたいことがあります。一つ目のポツの末尾の方には、外弁と弁護士がすみ分けられた立場という表現があり、その数行下には、B法人の意思は優越的な地位を有する者によって決定・支配されるというふうに記述があるわけなのですが、これは組合なのか法人なのかで変わるとい

う御趣旨でしょうか。組合だったらすみ分けられていて、法人だったら支配という関係が生ずるといふ御趣旨の記述と理解してよろしいですか。

○**粕川敏夫様** ええ、組合の場合はあらかじめそもそも分かれていますので、それで明確だと。ただ、B法人になりますと、それが一体になりますので、混合になりますので、それで外部から特定できないという趣旨です。

○**松下座長** 私は実定法の研究者としてそういう問題に関心があるのですが、法人かそうではないかというのは、外部との関係で権利義務の主体になれるかという区別ではないかと思えます。中の意思決定の仕方が、法人とそうではない社団とで違うというのは、法人論で、あるいは社団論ではあまり出てこない議論ではないかと思うので、それとの関係でこの記述はどうもすんなり頭に入っていないのです。組合ではすみ分けられているといっても、意思決定するときには法人の中で決定すると同じような議論をするのではないのでしょうか。

○**粕川敏夫様** 何とも私の方からそれに対してお答えは致しかねるのですが、形としてはそういうことになるのかなというのと、あとは、やはり先ほど申した名義の問題もございませうけれども、実際の手続として。

○**松下座長** 名義というのは最後に結論を外に出すときの話ですが、その名義で何かをするときの意思決定の仕方が違うということがここに書かれているのではないかと思えます。別の言い方をすれば、例えば外国法共同事業をやっている日本の弁護士と外国法事務弁護士の先生方がB法人を設立したとして、組合形態であった昨日とB法人になった今日で意思決定の仕方が変わるのだろうかというのが私の質問です。

○**粕川敏夫様** そこに対して我々も経験がないので何とも言えないのですが、可能性はあるのではないかとございませう。懸念でございませう。

○**松下座長** いかがでしょうか。御質問がないようでしたら、冒頭にちょっと申し上げたとおり、本日、二つの事務所からもプレゼンを頂きましたので、今日全体を通じて改めて御質問があれば受けようと思ひますが、いかがでしょうか。

○**岡田委員** 岡田ですけれども、よろしいですか。せっかくですから、今日来ていただいた先生方にお伺いしたいのですが、法人になったとき、それから組合形式になったときで、いわゆる共同事業をやっているといふので、実質的にその意思決定をするところはそう変わらないのではないかという議論と、いや、そこはちょっと変わるのではないかという、何かそういう話が今出ていると私は理解したのですが、実際に共同事業をやっておられる先生方からしたときに、正しく自分の御経験でそこはどうお考えなのか。もちろん、先ほどお話をされたらと理解しているのですが、もう一度、この点が非常にクローズアップされたので、御経験から何かコメントしていただけるなら、お願いできればと思ひますが。

○**洞雞敏夫様** 変わることはないと思ひしております。

○**バニー・L・ディクソン様** 私もそう思ひます。

○**根津宏行様** 変わらないと思ひます。

○**出井委員** 先ほど特許出願業務は法人名義で出願するから、そこが違うのではないかという御指摘も弁理士会からありましたが、特許出願業務はやっておられないということですが、官庁に対する出願とか官庁とのやり取り、あるいは名義を法人名義でやるのか、それとも個々の弁護士あるいは組合名義でやるのか、そこで何か違いが生じてくるようなことはありますでしょうか。



○**根津宏行様** 実際には、違いはないのかなと思います。実際その個人、私の名前で、渥美坂井法律事務所の根津という名前で色々な書類を提出する。確かに根津が担当なのだなということは分かるのですが、最終的に残る資料としては事務所の名前だとしても、必ず担当の弁護士はいるので担当は誰だということは分かりますし、あと、その事務所の、法人の名前だったとしても、その法人として責任をとるわけですね。その責任を負うのは誰か？社員なのですね。社員は無限責任で責任を負っているわけであって、この法人、誰が責任者なのといったらば、登記簿を見れば社員で、そこに名前が載っているわけですね。そこにもちろん外国法事務弁護士もいますが、そこには日本人もいるわけであって、あまりその責任の所在が分からないとか、実際のところで、その名義のところから個人の名前が抜けてしまうからというところでは、あまり実務的に変わらないのかなと思います。

この御懸念点にあがっている外国法事務弁護士によるコントロールというところの意味なのですが、これは別に海外の外国法事務弁護士でなくても同じだと思うのですね。日本の非資格者であっても外国法事務弁護士であっても、そもそも自分では弁理士がやっているような特許出願業務なんかについては何の知見もないにも関わらず、資格がないにも関わらず、自分ならできると思って、誰か名義を貸してくれる弁護士を連れてきて、お金を払って、お前、名義貸せよという、その名義貸しに近いようなことが行われるのではないかという御懸念だと思うのですね。

それは今でも、そういうことをやっている人がいるかどうか分からないですが、可能性としては、リスクとしてはあると思うのですね。それに対してどう対応しているかといったら、当然、弁護士法であったり弁護士倫理であったり、それらに基づく懲戒とかそういったことで対応しているのだと思います。これは本件について、B法人について特有の問題というよりは、やはり利用される弁護士の名義貸しに限りなく近くなると思うのですけれども、そういう弁護士に対して、それをさせないためにはどうするのかという、もう少し違う別のレベルの問題なのかなとは個人的には思っております。不当関与の話でもないかなと。

○**ブライアン・G・ストラーン様** 私は反対に、不当関与が根本的な問題だと思っています。今の共同事業の中の話でも、やはり本来の弁護士の業務というものがあって、官庁とのやり取りはやはり我々の事務所の弁護士だったり、行政書士だったり、司法書士だったりするのですね。外弁は全くそれは触れていない。法的に私は日本にいるからといって、パテントバーを取ったわけでも何でもないので。日本の官庁とのやり取りもやはり弁護士若しくは行政書士、弁理士などの仕事ですので、それをB法人でやろうが共同事業でやろうが全く変わりありません。

ちなみに、そんなことをしたら、ニューヨーク州法的にも私にとっては大きな問題がありますので、別に日本にいるから守られているわけでも何でもありません。結局、違法行為になります。大体そういうことです。

○**洞雞敏夫様** 1点だけですが、これはそもそも弁護士が業務をしているときの業務の性質だったりメンタリティかもしれないかもしれませんが、法律事務所が100人規模になったり200人、400人規模になったりしても、それが何とか株式会社として仕事をしているわけでは全然ないと思います。

そういう大きいところでも実際には案件担当の弁護士というのがいて、その方々の個人としての仕事という性質が極めて強いと思います。弁護士というのはそういうふうな仕事をし

ているものですから、弁護士として弁理士業務を提供する際もその根幹というのは外れようがないかなと思います。

適切な比喻ではないのかもしれませんが、例えば数人の医師仲間がある町で病院を開設していて、何科は誰先生、誰先生とかとやっているときに、病院が法人化したら、例えば内科の受診に行ったら実は皮膚科の先生が裏でコントロールしているのではないかなというようなことは、普通思いもよらないことです。医者に対してはそういうふうに信頼するわけですが、同じく我々もプロフェッショナルとして自分たちのサービスに対して責任を持つ。それは組織としての責任というより、まずは個人としての責任というのは崩れようがないと思いますので、その御懸念はよく理解ができないかなというのが率直なところです。

○**松下座長** なお時間がございますので、委員の方から、あるいは今日プレゼンテーションをいただいた弁護士事務所及び日本弁理士会の方から補足、追加などがあれば、どなたからでも御自由にお問い合わせしたいと思います。

○**根津宏行様** 何かこういう問題が出てくると、外国の大きな事務所が日本にやって来て、日本のリーガルマーケットを乗っ取ってしまうのではないかなというように、そういう漠とした怖さがあると思うのですが、実際にもう10年、バニー先生と一緒に外国法共同事業をやっていると思うのは、我々日本の法律事務所が海外に出ていくに当たって、やはり海外の弁護士と組まない、それってちょっと難しいと思っているのですね。

その組み方についても千差万別で、我々も色々な海外の法律事務所とネットワークを組んでいる。案件、案件レベルで、それ以外のレベルでもやってはいるのですけれども、やはり我々のクロスボーダー業務、今、ロンドンだったり、フランクフルトであったり、海外に支店も出しているのですけれども、そういうのはやはり外国法事務弁護士と経営も一緒にやっていないととてもできなかったことなのですね。そういったところを考えると、黒船という感覚はもちろんなくはないですけれども、どちらかという、これを機に日本の法律事務所が外に出ていくという、そういう意味でも私は積極的にどんどん日本でも海外の法律事務所や外国法事務弁護士が一定の経営が、もちろんきちんとした法律の下ですけれども、できるようになった方がいいのではないかなという感想を持っています。

○**洞雛敏夫様** 外弁制度の整備ということも広い意味での国民に対するリーガルサービスの充実といいますか、司法制度全般の整備の中で考えられるべきものだと思うのですけれども、外弁といいますか、外国の弁護士が日本に来てからかなり時間がたちました。

例えば1980年代を振り返りますと、当時、先端的と言っておりましたプロジェクトファイナンスだとか証券化だとかの分野では、日本法が整備されていなかったというのがあります。日本と海外で専門的なエキスパティーズに大きな差があった時代があったと思います。その後、日本の関連法が整備されたり、司法試験改革を経て弁護士人口が大幅に増えたりして、みんなが研鑽したり競争したりする中で、日本法の実務というのは非常に高度化、複雑化したと思っております。

ですから、かつての黒船論のような概念は今では当てはまらないのかなと思います。日本法の実務というのがそう簡単に介入できるようなものではなくなっているのかなという気がいたします。

○**松下座長** ほかの方々は。

○**萩本部長** せっかくの機会ですので弁理士会の方にお尋ねしたいのですが、私もこれまでの

弁理士会の様々な意見書、あるいは今日の御説明を伺って、なお外国法共同事業ならばいいけれども、B法人になってしまうと懸念があるからやはり反対だというのが今一つ、しっくりきませんので、その観点からお尋ねします。今日お話しいただいたような法人名義での申請がやはり認め難いのだということなのであれば、B法人の設立に反対する必要もなく、あるいはB法人の設立を認めながらB法人の業務から弁理士の業務を除外する必要もなく、どちらも認めた上で、B法人名義で行われる特許庁への出願代理などの場面で責任を負うべき日本の弁護士を明記させれば、その御懸念は払拭されるというか、それで足りてしまうのではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。

○**粕川敏夫様** あと残りますのは一方的な点です。我々としてはどこの国の、要するにB法人で全部作られれば、例えばどこの国の弁護士が来ても日本でやれることになる。ところが、我々は海外には行けないといった不平等な点もありますので、その辺もやはり我々としては一つの主張でございますので、その辺も含めて検討いただければ有り難いというところでございます。

○**松下座長** ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御質問や補足などがなければ、本日の会議はこれで終了させていただきます。

本日、各団体の皆様方におかれましては御多忙の中、本検討会におけるヒアリングに御協力いただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

それでは、最後に次回の予定について事務局からお願いいたします。

○**松本官房付** 次回はこれまでのB法人制度に関する議論を踏まえて論点の整理を行い、更なる意見交換をお願いしたいと考えております。次回検討会は12月15日、10時からの開催を予定しております。

本日はどうもありがとうございました。

—了—